

▶販売窓口

エミフルMASAKI 1階 サービスカウンター横(食料品売り場前)
※ 販売時間は、10時～19時です。

▶使用可能な取扱店舗

取扱店舗として登録のある町内店舗で使用できます。大型小売店など限定券が使えない店舗がありますのでご注意ください。詳細は右のQRコードから専用ページにアクセスを。



購入引き換え画面は、購入時に販売担当者が消去します。画面をスワイプすると消えてしまいますのでご注意ください。
※誤って消去した場合は無効



松前町プレミアム付商品券 取扱店

共通券のみ使用できる取扱店舗



松前町プレミアム付商品券 取扱店

共通券と限定券両方が使用できる取扱店舗

愛媛で食べよう

Go To Eat キャンペーン

問 Go To Eat キャンペーン愛媛事務局 ☎ 945-3220

コロナ禍の影響を受ける飲食店を応援するため、「愛媛で食べよう Go To Eat キャンペーン」がスタートしました。購入額の25%を上乗せした、お得なプレミアム付飲食券を販売中。皆さんも利用して、飲食店を応援しましょう。

- ▶販売期間 10月23日(金)～令和3年1月31日(日)
- ▶利用期間 10月30日(金)～令和3年3月31日(水)
- ▶販売価格 4,000円(額面5,000円：500円×10枚)
- ▶購入場所 エミフルMASAKI、フジ松前店、県内のフジセブンスターなど
- ※ なくなり次第終了。1人当たり1回の購入は5セットまで。
- ▶利用できる飲食店
事前に登録された、県内の飲食店
- ※ 詳細は、Go To Eat キャンペーン事務局ホームページ(右のQRコード)を確認してください。



※ 抽選で県産品が当たる「まじめし」キャンペーン(P20)もチェック!

Web 抽選による2次販売を行います

がんばれ!まさき応援券

問松前町商工会 ☎ 984-1427

▶対象者

QRコードの読み取りが可能なスマートフォンやタブレット端末を持っている人

▶購入方法

次の受付期間内に、右のQRコードを読み取り抽選サイトにアクセスする。手順は次の通り。



販売期	受付期間	販売期間
第1期	11月2日(月)～8日(日)	11月9日(月)～22日(日)
第2期	11月9日(月)～15日(日)	11月16日(月)～29日(日)
第3期	11月16日(月)～23日(日)	11月23日(月)～12月6日(日)

※ 各販売期ごとに1回ずつ参加できます。全てに当選すると、最大3セット購入できます。



※ 画面のデザインはイメージですので、変更になる場合があります。

参加者を募集します 松前町ふれあい健康マラソン大会

- ▼日時 12月13日(日) 9時～
小雨決行(予備日12月20日)
- ▼集合場所 松前町国体記念ホッケー公園
コース
- ▼種別
 - ①フレッシュコース(約1km)
 - ・キッズの部(小学生男女1年生～3年生)
 - ②ふれあいコース(約2km)
 - ・小学生男子の部(4年生以上)
 - ・小学生女子の部(4年生以上)
 - ・中学生女子の部
 - ③ふれあいコース(約3km)
 - ・中学生男子の部
 - ・一般女子の部(記録のみ)
 - ④挑戦コース(約5km)
 - ・高校生以上の男女

- ※新型コロナウイルス感染症予防のため、開会式とファミリリーの部は行いません。
- ▼参加資格 町内に在住、在勤か在学している健康な人
- ▼申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、各窓口へ提出してください。
- ▼締め切り 11月25日(水)17時必着



気持ちのいい汗を流そう!

問 社会教育課スポーツ振興係
☎985-4138

パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低55万円)を引いて求めます。
▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除(令和2年1月1日以後収入分)
妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が119.5万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金
パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は左の表の通りです。
問 松山税務署(町県民税)
☎985-4110
松山税務署・電話相談センター(所得税)
☎941-9121

配偶者のパート収入		93万円以下	93万円超100万円以下	100万円超103万円以下	103万円超150万円未満	150万円超201万6千円未満	201万6千円以上
配偶者控除※1		○		×			
配偶者特別控除※1		×		○	○※2	×	
配偶者自身の課税	所得税		非課税		課税		
	町県民税	所得割	非課税		課税		
		均等割	非課税		課税		

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

新年のあいさつで、まちの魅力を発信 町のオリジナル年賀はがきを販売します

町の魅力をPRし、イメージアップを図るため、町のオリジナル年賀はがきを限定販売します。

- ▼販売開始日 11月20日(金)
- ※販売時間は平日の8時30分～17時です。
- ※予約受け付けはありません。
- ▼販売場所 役場3階 総務課
- ※郵便局での販売はありません。
- ▼販売枚数 限定1500枚
- ▼価格 1枚63円
- ▼販売の単位 10枚単位(一人100枚まで)
- ▼はがきの種類 無地
- ※インクジェット用はありません。



▼販売デザイン(イメージ)
※昨年度販売したデザインです。変更になる場合があります。

問 総務課広報聴係
☎985-4132

新型コロナウイルス感染症予防のため 年末調整説明会を中止します

例年、会社などの給与支払事務担当者を対象に行っている説明会を中止します。

年末調整に関する情報は、国税庁ホームページに掲載しています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp>をご覧ください。



▼面談相談は事前予約を
年末調整や国税全般などに関する面談相談は、事前予約が必要です。混雑解消にご協力をお願いします。

問 松山税務署
☎941-9121

年金 Q & A

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です
「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和2年中に収めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、申告書に控除証明書や領収書を添付することが義務付けられています。

Q 控除証明書は、誰に、いつ送られますか

A 令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は次の通りです。
【9月30日までに納付した人】11月上旬
【10月1日以降に納付した人】2月上旬

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきんダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

問 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
松山西年金事務所国民年金課 ☎925-5105
町民課住民係 ☎985-4106

土地利用変更・家屋取り壊しの場合は届け出を

適切な課税を行うため、次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。
届け出に関する詳細は、お問い合わせください。

▼土地の使い方が変わったとき

固定資産は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方支庁で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、注意してください。

■ 税務課資産税係

☎ 985-4111

1189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来



11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。

▼見逃せない子どもからのサイン

- ・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
- ・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある
- ・表情が乏しく元気がない
- ・態度がおどおどしている
- ・衣服や身体が不潔である
- ・家に帰りがらず家出をする
- ・理由もなく学校などを休む

虐待の早期発見は、子どもだけではなく、その親を救うことにもつながります。虐待かどうか迷う場合でも、ためらわず、まずは相談してください。

▼相談機関

- 子育て・健康課児童福祉係
☎ 985-4114
- 県福祉総合支援センター
☎ 922-5040
- 児童相談所 虐待対応ダイヤル
☎ 189

まつさきまさきいろフォトキャンペーン 松前の魅力をシェアしよう

あなたが撮った松前町の魅力的な写真をInstagramに投稿しませんか。
抽選で5人にプレゼントが当たります。

▼開催期間

11月30日(月)まで

▼応募方法

① 町公式Instagramアカウント「@masakicho_official」(次のQRコード)をフォローする。



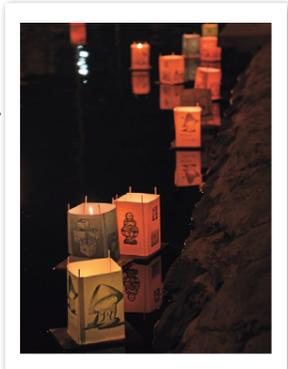
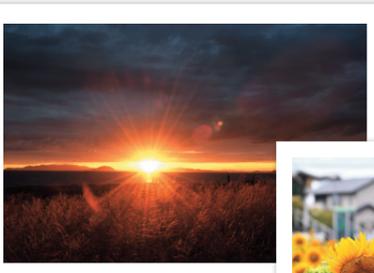
② 自身のInstagramアカウントで、「まつさきまさきいろ」を付けて写真を投稿する。

▼注意事項

- ・「#まつさきまさきいろ」を付けた投稿は、町公式Instagramアカウントでリポストするほか、松前町勢要覧2020(令和3年2月発行予定)や広報まさきに掲載する場合があります。
- ・非公開アカウントからの投稿は対象外です。
- ・その他の注意事項や企画の詳細は、町ホームページ(次のQRコード)を確認してください。



あなたの好きな
松前町を教えてね!



■ えひめりびング新聞社

☎ 931-7001

chineweb@ehimeving.co.jp

総務課広報広聴係

☎ 985-4132

特定不妊治療の費用を助成します

【不妊治療費助成】

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精と顕微受精)の費用の一部を助成します。

▼対象者

- ・次の方全てに該当する夫婦
- ・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であること(妻が43歳未満であることや、所得制限などがあります)
- ・過去に助成金の交付を6回以上(初回交付時に妻が40歳以上なら3回以上)受けていないこと
- ・夫婦のいずれかが松前町に1年以上住所を有していること
- ・町税を滞納していないこと

※ 助成事業については、県ホームページ(次のQRコード)で確認してください。



▼助成額

1回の治療につき、上限5万円 ※不妊治療費から県の助成額を除く残りの額で、通算6回まで助成

▼申請方法

治療が終了した年度(県の決定通知と同じ年度)内に、次の書類を持参して申請してください。
・助成事業申請書兼同意書(町ホームページからダウンロードできます)
・県が発行した不妊治療「助成事業承認決定通知書」の写し

・医療機関発行の不妊治療「助成事業受診等証明書」の写しと「領収書」の写し

・夫婦それぞれの認め印(朱肉を使うもの)
・申請者名義の口座が分かるもの

▼申請先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係
☎ 985-4118

【不妊に関する相談】

次の二つの方法で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

① 電話相談

▼日時 毎週水曜日(祝日を除く) 13時~16時
▼担当 保健師など

② 面接相談

▼日時 月1回(完全予約制) ※日時は左記専門ダイヤルで確認してください。
▼場所 愛媛県心と体の健康センター1階(松山市本町7丁目2番地)

▼担当 医師、助産師、保健師
▼申し込み方法 毎週水曜日(祝日を除く)の13時~16時に、面接の日時を電話で予約してください。

① ② 共通事項
▼申込先・問い合わせ
不妊専門相談センター専門ダイヤル
☎ 927-7117

マイナンバーカードの受付時間延長 第3木曜日の夜に手続きができます



令和3年3月までの第3木曜日限り、マイナンバーカード取り扱い業務の受付窓口を2時間延長(19時15分まで)します。平日の時間内に来庁できない人は、ぜひご利用ください。

▼取り扱い業務

マイナンバーカードの申請・交付・更新、暗証番号の変更・再設定、マイナンバーの申し込みサポート ※申請などに必要なものは、事前にお問い合わせください。
※取り扱い業務以外のこと(証明書の発行や住所異動など)はできませんのでご注意ください。

【オンライン資格の事前登録開始】

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナンバーで事前登録が必要です。この登録の申し込み開始予定を12月ごろお知らせしていましたが、予定が早まりました。

すでに申し込みすることができ、ますので、この機会に皆さんもマイナンバーカードを作りませんか。

■ 町民課住民係(マイナンバーカード)

☎ 985-4105
保険課医療保険係(保険証利用)
☎ 985-4107

申し込みはお早めに 総合健診の日程追加

次の通り、総合健診の日程を追加します。

- ▶ 追加日時 令和3年2月2日(火)、9日(火)、10日(水) 8時30分~11時30分 ※午前のみ
- ▶ 申込期間 11月2日(月)~12月15日(火)

※ 健診に関する詳細は、広報まさき7月号折り込みチラシか町ホームページ(右下のQRコード)で確認を。



■ 子育て・健康課健康増進係
☎ 985-4118